

第1回江東区消防団運営委員会議事録

開催日時	令和6年1月22日（月） 10時00分から11時30分まで
開催場所	江東区防災センター4階 災害対策本部室
諮問事項	「変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか」
出席者	委員長 大久保 朋果（江東区長） 委員 山本 香代子（区議会議員）、中嶋 雅樹（区議会議員）、堀川 まさひろ（区議会議員）、関根 友子（区議会議員）、西部 ただし（区議会議員）、二瓶 文隆（区議会議員）、山下 勝義（学識経験者）、小泉 博久（学識経験者）、大塚 善彦（学識経験者）、槇野 稔（深川消防署長）、椎名 理（城東消防署長）、田口 賢治（深川消防団長）、青木 清美（城東消防団長） （敬称略）
欠席者	委員 馬締 和久（学識経験者） （敬称略）
傍聴者	なし
配布資料	1 次第 2 江東区消防団運営委員名簿 3 都知事諮問事項（令和3年10月21日付 3東消防消第805号）「大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか」についての答申結果 4 都知事諮問事項（令和5年8月16日付 5東消防消第431号）「変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか」に対する審議 5 諮問に対する審議予定
審議次第	1 開会 2 委員紹介 3 区長挨拶 4 議長挨拶 5 報告 6 議題 7 閉会
審議内容	
事務局	開会の挨拶及び委員の紹介
委員長	委員長挨拶
委員	区議会議長挨拶
事務局	今回の審議に先立ち、深川消防署警防課長より、昨年度諮問事項答申及び対応方針について、「配布資料2」を用いながら説明を行った。

委員	資料２－３の３ページ目の（３）の「各種制度の利活用」、「イ．学生消防団認証制度のメリットの周知及び付加価値の検討が必要である」と書いてありますが、メリットとは何か、付加価値の検討は例えば何が検討されるかということをお聞きしたいと思います。
事務局	学生消防団認証制度ですが、これは大学生や専門学生等で消防団活動を行っている方々が、１年以上継続して活動している場合に、その活動の内容を消防団長が推薦し、消防総監からこの学生については消防団で社会的貢献をしていることを認めるものでございます。 これによって、日頃から地域に対する防災の向上に非常に尽力されているということを、就職活動等に活かすことができる制度で、消防団活動を通じて学生の就職活動を支援する制度でございます。 この部分が余り知られていない部分がありますので、例えば今の学生団員の方もそうですし、これから入ろうという方にも、こういうメリットがあるということを、周知しているところでございます。 また、付加価値の検討ということですが、今これが果たして十分かどうか、どの程度これが就職に活かされているかということも含めて、付加価値の検討をしていきたいという内容でございます。 回答は以上となります。
委員	資料２－２の１．２「訓練実施環境の改善や実施場所の確保」（１）「分団本部は活動・訓練の拠点であり、用地確保・整備が必要である。」というところです。 私も消防団員をやっています。私の消防団は分団本部がありますが、深川地区には未だにないところもあります。資機材を、置くところがなく、あっても狭いところもあるので、この答申では、用地確保や整備を推進するとなっていますが、今後の状況的にはどうなっているのかなということをお聞きしたいと思います。
事務局	分団本部は地域防災力の要の部分であり、ここを基点に、それぞれの地域の防災力を高めようということで、前回の委員会の中でも話が出ました。 前回もまず土地をどのように探そうかということや、先方の都合で実行されていない計画が、何とか進まないかなど、いろいろなお話を伺いました。 現在行っているものについては、まずは、その地域の方々の情報を得ながら、どこか土地を借りられるところはないか確認を進めているところでございます。 城東消防団では全ての分団本部があると聞いていますが、深川消防団の場合は第１分団と第４分団がない状態です。また、第６分団はかなり狭いということで、前回の委員会の中でも話が出ております。 この部分は我々も深く受け止めておりまして、何とかならないかなと探しつつ、さらに区の公共施設が建つときに、情報をいただけるよう、相談をさせていただいていますが、今すぐには回答ができない状況です。 ただ、この部分は重要と考えておりますので、引き続きこの施策について進めていく予定です。

委員	区と都とまた、区議会も協力して何とか土地の確保をするようにお願いします。
委員長	ほかに質問はございますでしょうか。 それでは、次に本日の議題に入ります。 都知事諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	都知事諮問事項（５東消防消第４３１号）「変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか」に対する審議について「資料３」をもとに城東消防署警防課長より説明を行なった。 検討事項は、以下となる。 １ 地域防災の要である消防団として、変化及び成長していくための方策 （１） 入団し活動を継続したいと思える組織の活性化方策について、区の地域特性や消防団の現況（構成等）を踏まえて検討する。 （２） 最新の技術等を考慮した活動環境の改善方策について検討する。 ２ 活動力を地域で発揮し、地域住民の負託に応え続けるための方策 （１） 消防力維持のため、計画的な人材育成方策について検討する。 （２） 地域に尽力している消防団を地域住民により知ってもらう方策について検討する。
委員長	それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。
委員	資料３－２、Ⅰの検討事項１－１、課題②「資格取得講座の拡充等の検討」で、まずこの既存講座の拡充、具体的に既存講座というのはどういったものをいうのか。それともう１つ、そのあと、具体的検討事項「消防団活動に必要な資格等について検討」とのことですが。その資格は、例えば具体的にどういったものが考えられるのか、その２点をお願いします。
事務局	既存講座ですが、現在行われている資格取得講習は、二級小型船舶操縦士養成、第三級陸上特殊無線技士養成、可搬消防ポンプ等整備資格者特例講習、応急手当指導員講習、普及員講習等があります。 それと、消防学校の方で行われています幹部教育としまして、上級幹部研修や指揮幹部科研修、初級幹部科研修、その他、専科教育としまして、警防科研修、機関科研修等が行われております。 女性に関しましては、女性消防団員セミナー、消防団員教養講座（安全管理セミナー）等が行われている状況です。 必要な資格についてですが、二級小型船舶操縦士養成は、水防活動で二級小型船舶操縦士の資格を持っていれば、船の操縦をしていただけるといふところがあります。 あとは、無線機を使いますので、第三級陸上特殊無線技士の資格を取っていただければ、活動に応用できるのかなというところを考えています。
委員	応急救護の上級とか、私たちは資格を取らなきゃいけない。ただ、２級船舶とかいった資格というのは、たぶん興味がある団員はいると思うので、もう少し周知し

委員	ていただきたいと思います。 というのは、江東区は救助ボートを用意しているけれども、実際にその運転とかいうことができることも可能になるのかなと思っています。これから、いつ起きるか分からないさまざまな災害に対して、そういった一つひとつ具体的に消防団ができること、また資格がないとできないことがあると思うので、その拡充がすごく必要じゃないかと思っていますので、よろしくお願いいたします。
事務局	はい、分かりました。
委員長	ほかにご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。
委員	資料3-2の「Ⅱ．活動力を地域で発揮し、地域住民の負託に応え続けるための方策」について。 元日に起きた能登半島地震を見て、あるいは、場合によっては、経験してということになると、災害のときに住民の負託に応えるというところは、それぞれの場面で力を発揮することなのかと思うわけであります。 私たちは、この課題のところに「経験が浅い消防団員」という表現がありますが、私も来年あたりには消防団に入りまして、40年ぐらいを迎えるわけですが、このような震災については経験が浅いどころか、見聞きはしておりますが、全くの未経験とっていいかと思います。 そこで、それに対して具体的訓練の目標というようなものを、どのように定めていくのか、今後どのような対策を取っていくのか、お聞きしたいと思います。
事務局	その点につきましては、現在も火災、救助、震災、水災、操法と様々な訓練を消防団は実施しております。 ただ、その時期や回数、年間計画、実施要領などについて改めて検討して、その訓練の成果をどういうふうを確認するかということも含めて、今後、各訓練については、もう一度、新人の団員からベテランの団員まで満遍なくできる方策等について、今後考えていきたいと思っております。
委員	付け加えますと、元日の地震発生以降、私も街中を少し歩かせていただいて、私、消防団員をしておりますが、私たち消防団員としての目線で街中を見て歩きますと、例えば震災が発生したときに、この消火栓を使うことができるのかと疑問に思うような場所もあります。 例えば、危険極まりないブロック塀の脇にあるとか、あるいは大きな樹木の横にあるとか、あるいは相当な年数使ったことがない、私たちも消防団に入ってから1度も蓋を開けたこともないような防火水槽が存在しているようなところが散見されますので、まずもってそうした基本的なところをしっかりと整備するべきではないかなと考えていますが、この点はいかがでしょう。
事務局	それにつきましては改めまして、こちらでも調査などを実施して、変えるべきところは変えていけるように進めていければと思います。
委員	私は惨事ストレスということで、話をさせていただきたいと思います。 今、能登半島の地震においても、我々の同士の消防団が、一生懸命支援活動して

委員	おるということで、本当に感謝と敬意を表する次第であります。 しかしながら、自分のところも被災している人もいるというところで、そうした方のメンタル面みたいなのが大変だと思っております。 実際、東京でも災害が起きたときに、消防団も自ら仕事があるなか、災害活動をしなければならないということで、いろんな点で精神的にも弱ってくるというところ です。 そういった対策というのは、ここで触れていないところで申しわけないですが、課題だと考えていたのですが、それについてお願いします。
事務局	はい。その点につきましては、惨事ストレス対策団員補充養成講座等、そういうことを実施しております。年に1回研修も行っているという状況になります。
委員	私も城東消防団の第6分団というところに所属しておりまして、日々活動しておりますが、先ほど、委員が質問した資格について大変興味があります。 私も、以前の会社で警備員をやっていたことがあって、国家資格の消火器を扱える乙種消防設備士第6類を取ったことがあって、そういった資格の持っている人が増えれば、活動の幅が広がるなというところで、江東区のウレタンボートというのは、2級船舶の資格は必要ないのですか。
事務局	まず、ウレタンボートの配備についてですが、ウレタンボートは、江戸川区が備蓄しているものですが、江東区にはない状況です。江東区では、ゴムボート、FRP製ボートを配備しております。 基本的には、船外機を付けて、一定容量のエンジンを積んだ場合には、2級船舶免許が必要だということで、防災課の職員は免許を持っています。手こぎで動かすのであれば、免許は要りませんが、一応免許を取って対応しているという状況です。
委員	わかりました。江東区にはないということですが、今後私も昨年の決算委員会で、そういったボートの配備の拡充を求めたところで、運用の問題が指摘されたので、私もこういったものが取れればと思っております。 そして、もう一つ続けて、この資料3-2、Ⅱ、課題③「操法訓練と実動訓練の実施の目安などの検討」ということの「実施の目安」とは、何を指しているのでしょうか。
事務局	はい。それについては、訓練といっても様々な訓練があります。火災、救助、震災、水災、そして操法訓練というところがありますので、それぞれの訓練の実施時期だとか、あとは回数だとか、実施要領等について、年間を通じた計画の中で少し変えていけるところがあれば変えていけたらと考えております。
委員	実施の目安、時期ということを、回答していただきましたが、まさにそういった点を今時期なのかなと、日程なのかなと思って、質問しました。 それで、日程、時期の検討ということですが、私の所属している第6分団やその他の分団の方から指摘されたのですが、操法大会とか各種大きな訓練を、酷暑、猛暑の中でやっていて本当に暑くて大変だということです。 しかも、もちろん、その訓練自体、大会自体の時間もそうですが、各種、皆様のご挨拶だったり、来賓の紹介だったり、何十分も炎天下の中で晒されて大変辛

委員	いというご意見をいただきまして、それをぜひとも、運営委員会で話していただけないかということ承っております。 昨年の5月の操法大会でも、城東消防団の大会におきまして、5名の団員が熱中症で閉会式から離脱するということもありましたので、今後、時期の検討や熱中症対策などを強化していただきたいなということを、しっかりと要望しておきたいと思います
事務局	はい。その点につきましては、実施時期もですが、実施要領について、長時間立っている時間がないように、変更できるところがあれば、変更していこうと考えております。
委員	私からは、資料3-2、Ⅰ、検討事項1-2、①「災害への出場命令や団員間の情報伝達のあり方の検討」という点でお伺いしたいと思います。 現在はMC A無線による無線が、分団長と本団と限られた方々が所持して、対応していると思います。 また、いざ発災のときの出場も、基本的には情報伝達メールであるとか、各消防団によって違うのかもしれませんが、震度5以上であれば、自動的に出場指令がなくても参集するであるとか、当然のことながら、自分の持ち分団の地域に災害、火災が発生すれば、消防署隊が来るサイレンと同時に自動的に、命令がなくても出場するというルールになっております。 ただ、今後大規模災害等になった場合に、この情報伝達のあり方というのが、今の状況よりもさらに更新をすると書かれておりますが、具体的に携帯やメール以外に何か情報伝達の方法というのを検討されているのか、お聞きしたいと思います。
事務局	それについては、団員に対するアンケートを実施して、団員の中でも、「こういった形で伝達してほしい」ということがあると思いますので、そういったところをアンケートの中で聞いた上で検討していきたいと思っています。
委員	今後、昔みたいに地域でご商売をされていて、いつもその地域に大体いらっしゃるという消防団員でなくて、企業団員であるとか、学生団員であるとか、いざ災害発生のときにその地域にいられない方が、たぶん多くいらっしゃると思いますから、この伝達方法というのは非常に、あらゆる媒体で必ず伝わるような方針というのを、ぜひご検討を今後いただきたいと思います。 また、もう一点、資料3-2、Ⅱ、検討事項1-2、課題②「地域から、より理解と信頼を得られる消防団づくりの検討」ということで、江東区では、台風による水害のときに避難所を開設されたときに、そこに消防団員がいなかったというか、基本的には区民の方々からすると、消防団の方々が避難所にも居てくれたほうが安心だという声があります。当時の江東区長が、そのことを非常に課題として、消防団と防災拠点との連携を図られたと思いますが、他の消防団ですと避難所には行かないで、我々消防団はあくまでも災害救助であるとか、消火活動に専念するものであって、一方では、防災リーダーと言われていると、区民の人からすると、避難所に行ってもリーダーシップを発揮してもらいたいという声もありますが、そこら辺どのように今後徹底されていくか、その辺が信頼と理解というものに、つながると

	と思いますが、お聞かせいただきたいと思います。
事務局	今のお話については、過去こういう委員会を通じて話し合われた経緯がございます。基本的な消防団というのは、災害の現場で緊急の対応をするというのが原則基本という考えのもと、可能であれば避難所に来て避難所対応するという方針が示されてございます。 ですので、そういう現場での災害の現場での対応というのが、基本であるということとはご理解いただければと思います。
委員	ありがとうございます。そこら辺をぜひ徹底していただかないと、「消防団はいざとなったら居てくれなかったじゃないか」という声にならないように、我々は消防団員としてやるべきことをやっているのであって、そこら辺で信頼を失ってしまうようなことがないように、ぜひ徹底していただきたいと思います。
委員	私も、資料3-2、Ⅱ「活動力を地域で発揮し、地域住民の負託に応え続けるための方策」ということになろうかと思いますが、自治会とか、また地域で消火訓練とかしたいといった場合、まずもって、私の地元では深川消防署永代出張所に連絡を取ります。 そして、いつ頃こういうことをやりたいと相談申し上げて、開催がされていくわけですが、例えば、国からの補助金によるもので、その補助金の内容によっていろいろな講習も受けられるということ、私は聞いております。 実際、この自治会の方々、また地域の方々が、そういうことに対して本当に分かっているかどうかというところが、疑問でございますので、できれば、消防団中心にそのような周知も図っていただけたらありがたいと思っております。 その辺について少し伺いたいと思います。
事務局	団員の資格取得に関することですが、東京消防庁からも資格取得に関しては毎年、例えば先ほど言いました2級船舶の小型免許ということに関して年に1度「受けてください」というような形で募集は来ます。 そういう案内に従って各分団長から分団員の方に、こういった資格募集の講習会があるので、それに参加できる者という形で募りまして、その選ばれた方がそういう資格講習に参加しているという形を今は取っております。
委員	国からの補助金とかいろいろあつたりして、それに伴う講習とかいう内容について、もしくは周知があれば教えていただければと思って質問したところでございます。というのも、いろんな形で調べていくと、「こんなこともできるんだよ」ということを、民間の企業さんから提案を受けることもございまして、何か具体的にそういう支援を受けて講習とか地域住民が図っていただけたらいいと思って質問したところでございます。
事務局	町会自治会さん向けのメリットがあるサービス等、その情報提供ということだと思いますので、その辺は消防署経由なのか、区経由いろいろなルートがありますが、まず、ご周知させていただきたいと思います。
委員	先ほど来言っていました2級船舶の資格というのは、実際、深川消防署、城東消防署でのここ数年の実績をまず確認したいと思います。

事務局	それにつきましては、毎年、研修に、講習会に、誰か出向しているという形になります。ただ、これまで何人ぐらいいるかは、今この資料にはありませんが、毎年、資格講習には参加しているという形です。 深川消防署でも城東消防署と同じように年間で何名と枠が決まっております、それで連絡が来るという状況でございます。 深川消防署の実績は、前回ありませんでしたが、来たものについては必ずこちらで振って、順番に取れるようにこちらで相談させていただきながら、施策を進めているという状況でございます。
委員	消防団もそのスキルを上げていくという面では、資格をしっかりと取っていくというのは、必要なことなのかなと思います。 また、先ほどの避難所を開設したときの話は、曖昧だと困ります。 というのは、私も深川消防団の分団に所属しておりますが、たまたま数年前の当時、「避難勧告」という名前で出たときは、城東のエリアで学校の避難所開設がありました。 そのときに城東消防団が駆けつけて行ったということをよくお聞きすることがあり、当時の江東区長がそのことを重く受け止め、そういったときには消防団の活動として、拠点の避難所に行くべきではないかという話があったと思います。 私の認識だと、当然、私たち消防団は署の要請において出動するので、例えば深川でそのような拠点避難所を開設するといったときは、地元の任されているエリアの学校が拠点避難所として開設された場合、我々が駆け付けていきたいけれども、深川消防署から要請がないと動いてはいけないという感覚があるので、その点どういうふうに棲み分けしているのか、確認させていただきます。
事務局	委員がおっしゃったとおりで、区が消防団の皆さんに直接避難所に応援を要請するというスキームにはなっておりません。あくまでも消防団の指揮命令のもと、動いていただくという考えになります。
委員	だからこそ、そこをきちんとしていかないと動けないです。 地域の方は、「なんで来ないんだ！」ということになります。令和元年の水害は、隅田川のほうは大丈夫だったので、深川地区の学校の開設はなかったです。 ただ、今後そういうことが考えられる。また、本来であれば、拠点避難所の開設は、地元の災害協力隊が主体となってやるべきことなので、そこを、細かいところですが、そういうのを総点検しないと、本当に有事の際に機能しないと思いますので、そこはきちんと機能するように形をつくっていただきたいという要望で留めておきます。
委員	私は、東陽小学校の避難所運営委員会の運営委員長をやっており、東陽小学校の場合は、何か災害が起きたときに東陽小学校の学校を開ける役をやっています。 それは、東陽小学校の運営委員会の場合は、区の指令ではなく、あくまでも自分たちの判断でやる予定でいます。 また、もう一つ、豊住給水所の鍵も私が開ける役をやっていますが、それはもう何十年前にお任せいただいたことです。もう年齢的に無理なので、近いうち東陽地

	区は、役目を変えようとかという考えがあります。
事務局	先ほど委員からご質問があった内容ですが、これは前回も申したところですが、消防団の方はまずは自分達の団のところに参集します。これは間違いないことで、最初から避難所には行きません。 災害をまず最優先していただいて、災害がない状態が続いていたときに、例えば避難所で「急病人が何人も出ているよ」というようなことがある場合に、署長と団長が協議をして、その救護が必要かどうかのために何うことはあります。 それ以外は今のところ規程上避難所運営を行うことはありません。ここは明確になっていますので、参考にしてください。よろしくお願いします。
委員	今、いろいろお話を聞かせていただきましたが、実際現状で動いているものとして、もう少し皆さんに理解していただきたいことがいくつかあります。 まず、今回の答申の、特別区消防団員委員会の諮問に関する課題等々で、資料３－２に記されてある中で、これの内容としてはハード面とソフト面に大きく分けられると思います。 ハード面というのは、例えば配備資機材の充実。今回この中の、資料３－２、Ⅰの検討事項１－２でも書かれてありますが、先ほど二瓶委員からも話がありましたように、特に無線機器関係についてです。 災害時において、消防団の情報収集の手段としてMC Aの無線機が配備されていますが、これはかなり故障が多くて、またこれは生産中止になっていて、部品等の調達ができないという状態になっています。 各分団に５機ずつですか。城東では配っていますが、それが機能してない、全くとは言いませんが、機能してないという状態があります。 江東区からこういうハード面に関しては、情報収集に関して特定小電力のトランシーバー等が配られていると認識していますが、これが、都市部ではほとんど機能しません。 ということで、城東消防団の中で、自分が分団長をやっていたときには、自分達で寄付を集めて何年かプールしておいて、業務用無線機、１台５万円ぐらいですが、これを分団で買いました。そういうような状況があるので、江東区に関してはそういうことの助成等も含めて考えていただければと思います。 また、ソフト面ですが、これに関して、私、建築士で応急危険度判定の資格を持って、また国の委員、都の委員等をいくつかやっており、中越沖地震から始まって、東日本、熊本と災害派遣されております。 現地でその災害の状況を見てきていますが、これが東京都心で直下型地震が起こった場合、この程度ではないなというのは、常に思っ消防団活動に取り組んでいました。 幸いなことに、東京都の予算で、昨年１１月、今年２月に城東消防団から分団長が神戸へ研修に行かせてもらっています。 第１陣はもう１１月に帰ってきましたが、その分団長から、「団長、こういうこ

委員	とがありました」と、私が感じたことと同じ認識をされてきました。 神戸でいろいろ語り部からお聞きする機会が何回もあって、「団長、実際起こった場合、城東消防団は何ができますかね」という課題も出てきています。 ということで、これから２月が終わった時点で、そういうような意見を取り入れて、「では、城東消防団は何をしようか」ということを検討しようという形でも考えております。 もう１つ、これは江東区における消防団を担当されている、要するにカウンターパートナーは防災課と私は認識していますが、そことの交流がほとんどないです ですので、例えば、過去の大きな延焼火災における消防団員の住民避難誘導とか、大きな地震災害が発生した場合の江東区と消防団の対象意識の共有化というのを、ぜひとも必要だと思います。 それに関しては一度、令和３年秋に、こちらから防災課にお願いしまして、防災課も人数が非常に少ない上に業務が忙しいという状況を認識した上で、協議会を開いていただけたのです。 「これは毎年開きましょうね」という話でしたが、コロナ禍等もあって、今は中断されている状態です。 そういう意味では、もう少し区の職員の方々、住民の方々が、消防団の存在、組織、形態、活動内容を理解してもらう取組みについて、先ほども地域において尽力している消防団を地域住民に知ってほしいという答申の検討事項がありましたが、この中でまずは区との取組み、消防団との連携ということも考えたほうがいいのではないかと思います。 それと、委員からもお話がありましたように、避難所の運営に関して、これも令和元年の台風１９号のときに城東地域、江東区の東砂地域で避難勧告が出されました。 そのときに「消防団が来てないのか」というお声も出てきました。 ですが、それを踏まえて令和３年１０月２１日付の東京都知事の諮問の中では、先ほど事務局からお話がありましたように、消防団というのは、まずはこういう対応が必要だということで、答申をしていただいています。 その台風１９号のときの避難所の開設に関しても、城東消防団の中には町会の役員の方とかＰＴＡの会長さんだとかもいらっしゃいます。ですから、どうしても先ほどの話ではないですが、避難所の鍵を開けて開設を手伝わなければならない。それはそれで全く結構だと、私自身が聞かれたときには、「どんどんやってください。それが一段落した後で消防団活動に関わるのであれば、関わりあってください」というような答えをしています。 ですが、誤解を招いたのは、消防団の活動服を着て、避難所の鍵を開けたり、運営を手伝う。それで、「ここの避難所には消防団がいるじゃないか。でもこっちは消防団はいないじゃないか。どうなっているんだ！」ということで誤解を受けたようです。 ですから、それからはもう徹底して、「町会役員としてやる。またＰＴＡの役員
----	---

委員	としてやるときには、消防団の活動服ではなくて、上に一枚羽織ってください」というようなお願いもしました。 それで、なおかつ各分団に命じて、自分の分団の管轄下にある避難所に対しては「巡回しろ」と。けが人がいないか、急病者がいないかという情報収集をして、そういう方がいるときはすぐ無線で知らせるというようなことも指示しました。 ただ、これに関しては、現在も江東区の各町会、避難所に指定される学校との普段からの協議と交流が必要だと思っていますが、現在、学校避難所協力運営本部連絡会が多数開催されており、消防団にここで何を求められているかというのが全然情報が入ってきません。 つい先週の金曜日にも事務局にお願いして、そういうことで地域の住民、特に避難所の開設の委員の方は、消防団に何を求めているのか。 先ほど委員の方からお話がありましたが、「消防団は学校避難所協力運営本部連絡会には出ているが、実際のときにこないじゃないか」ということで、不信感を招くというようなことを避けるために、そういう形で情報収集というのを進めて、きちんと理解していただかなければならないということを切に思っております。 また、先ほどからお話しさせてもらっていますが、まずは住民に消防団というものを理解していただくという上で、これは去年、一昨年と、城東消防団は女性、男性で東京都消防操法大会に出場し、今年は深川消防団が出ますが、操法大会の訓練を江東区道でやりました。 そこで、訓練は日曜日の午前中、平日は夜間6時から9時半ぐらいまでやりましたが、住民の苦情が非常に多かったです。 去年などは、ひと晩で3回も110番をかけられて、警察官がきて、責任者ということで団長が対応しましたが、区民の方にもう少し消防団というものを知っていただかないと、訓練もおちおち出来ないなというようなことを認識した次第です。 それには、まずは区との協議、区と連携というものを始めなければいけないということで、いろいろ考えましたが、定期的な合同ミーティングの開催だとか、防災訓練の共同実施、これは町会との災害協力隊をもちろん巻き込んでの訓練です。 あとは、共通の情報共有プラットフォームの導入だとか、区のイベントやプロジェクトへの協力。これはもうもちろんやっておりますが、あとは、コミュニケーション強化のためのワークショップなどを、できるものからどんどん区と城東消防団でやっていこうと考えています。 先ほどお話しした区道を使つての訓練も、なかなか警察で許可していただけません。実際問題として、去年7月の終わりからの訓練については、職員の方が2回、警察に「どうでしょうか」と許可を取りに行ってくれました。すごい労力を使ってくださっています。それでも許可が取れなくて、「団長、何とかして」という話があったので、私は建築士ですから、その状況をいろいろ把握して、その資料を持って警察に伺って、何とか道路使用許可をいただきました。 ですから、消防署と消防団は本当に連携が今取れています。消防団としては非常にありがたく思っていますが、もう喫緊の課題ですが、区と消防団、また、その先
----	--

委員	に区民と消防団という連携というのは、もうすぐにでも始めなければならないと認識しております。 そういう形で、今回の答申に関する課題等についても、検討させていただければと考えております。よろしくお願いします。
委員	今置かれた消防団の状況というのは、世代交代とか、職業が、第1次産業からサラリーマン、そういう社会情勢とか、また先ほど団長が言ったとおり、消防団の方は、町の人の顔と消防団という二面性の顔があると。 また、東京都と特別区の関係というのは非常に難しい問題があって、これがいろいろ出てきて、今過渡期を迎えているのかなというところを感じられます。 先ほど言ったとおり、東京都と特別区の問題というのは、いいところはいいところで補完し合わなければいけないというところで、東京都の消防団ですが、江東区の消防団でもあるので、一緒にやっていかないといけない。 そういう中で何ができるのかと言ったら、前から話していますが、私たち災害派遣には行きますが、限られた一部の人が行くので、例えばそういう現場を区の防災課の人たちが直接、今回も、石川県に行ってくださいましたが、ああいうのをどんどんやっていただいて、私たちとか消防団に対して情報を落としてもらうとかをしていただきたいと思います。 そういうこともやっていただければ、江東区の実力が上がってきますし、私たちも一体にどンドンなっていくって、それでまた課題が分かってきて、その課題を解決していけば、一歩ずつですが、災害に強くなっていく街になってくるかと思います。 いろんなやり方があると思いますが、これから東京都と特別区のこの難しい関係をいかにして打開していくかということが、一つ問題なのかと思います。 それと、消防団の方々は地域を守るというやりがい求めて入って来られています。災害があれば、災害に対して活動するので、やりがいというのは、自然的に出てくると思いますが、私も行政で防災をやっていたときは平常時と非常時を考えてくれと言っています。 災害時はみんなやりがいを持ってやります。ただ、99%は平常時です。そのときにどうするのかという考え方です。 そのときは、江東区の場合は、操法大会が盛んで、操法大会に向けてとか、今はコロナ禍で減りましたが、町の前で指導することによって、どンドンやりがいが出てくるし、消防団としてのステータスも上がってくるのかと思います。 そういうところも考えていく中で、資格取得ですが、必要な資格は取らせないと絶対だめだと思います。そういう中で船舶の免許を取らせていると思います。 これからアンケートの中で上げてきてもらいたいのは、プラスアルファで何があるのかなというところです、例えば、先ほど堀川委員が言われた惨事ストレスについてです。これは私、東京消防庁で、立ち上げをしましたが、惨事ストレスなどのメンタル関係というのは知識として持たないといけないわけです。 でも、一番は、同僚に寄り添ってもらうことです。だから、消防団の指導者など、独自の資格になってしまうかもしれませんが、そういうものをつくってほしい

委員	とか、そういうふうに上げていってもらえればと思います。 消防団の方は、いろんな能力を持った方がいらっしゃるので、本当に自分とマッチングしたところで活躍できると思います。そういうところも皆さん、消防団で今回のアンケートを上げていただくと、私たちも前向きに考えられるのかと思いますので、よろしくお願いします。 それと、私も厳しいことをお話しすると、式典、これは長いです。これはコロナ禍で短くしたので、今特に長く感じています。 でも、コロナ禍前は長くしても倒れなかったです。それは皆さん分かっていて、それに対する対応力がついていたので。だから、体調が悪くなる時がありますが、自発的に整列から抜けたりするなど、テクニックをみんな持っていました。 式典が長いのは、無駄なものは省かないといけませんが、歴史と伝統、そして根拠を持ってやっているの、長いからといって安易に削るのは私はよくないと思っています。 逆に言うと、式典というのは、そういうもの、訓練の一環ということで、そこで頑張ってくれることによって、「消防団の方はよく頑張っているな、すばらしいな」と、住民が安心するのではないかと思いますので、よろしくお願いします。 委員長に一番、東京都と行政区の難しい問題を解決していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
委員	質問というか、意見ですが。消防団に入団いただくのに、これから世代交代という話もありましたが、これから入団とかする方々は、「GIGAスクール構想」の真ただ中の子供たちも入団するようになってくると思います。ゆえに、デジタルというのを思いきり利用することを検討されてはいかがでしょうかということをお話しさせていただきます。
委員長	ありがとうございました。 ほかにはよろしいでしょうか。 では、以上をもちまして審議を終了いたします。なお、資料4にございますとおり、第2回は諮問に対する答申案の検討ということで、事務局提案を審議していただく予定ですので、よろしくお願いいたします。
事務局	閉会